

工事請負契約書約款新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 この契約書に定める<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>は、書面により行わなければならない。</p> <p>6~11 (略)</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく<u>全ての行為</u>を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく<u>全ての行為</u>は、当該企業体の<u>全ての構成員</u>に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく<u>全ての行為</u>について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第<u>5</u>項において「保証の額」という。)は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 <u>受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に</u></p>	<p>本則</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 この契約書に定める_____請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6~11 (略)</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく<u>すべての行為</u>を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく<u>すべての行為</u>は、当該企業体の<u>すべての構成員</u>に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく<u>すべての行為</u>について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第<u>4</u>項において「保証の額」という。)は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(監督職員) 第9条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 この契約書に定める<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>(支給材料及び貸与品) 第15条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量</u>に<u>関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)</u>などがあり使用に適當でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5~11 (略) (発注者の請求による工期の短縮等) 第22条 (略) (削る)</p> <p>2 発注者は、前<u>1</u>項の場合において、必要があると認められるときは</p>	<p>(新設)</p> <p>(監督職員) 第9条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 この契約書に定める<u>請求</u>、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>(支給材料及び貸与品) 第15条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵</u>があり使用に適當でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5~11 (略) (発注者の請求による工期の短縮等) 第22条 (略)</p> <p>2 <u>発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</u></p> <p>3 発注者は、前<u>2</u>項の場合において、必要があると認められるときは</p>
---	---



<p>とを発見したときは、<u>受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、</u> <u>その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p>(2) <u>受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>(3) <u>工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から<u>年以内に行わなければならない。ただし、当該瑕疵が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)</u></u></p>
---	--

	<p><u>第 5 条第 1 項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及び同条第 2 項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。</u></p>
(削る)	<p><u>3 発注者は、工事の目的物の引渡しを受けた際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p>
(削る)	<p><u>4 発注者は、工事の目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損した日から 6 月以内に第 1 項の規定による請求をしなければならない。</u></p>
(削る)	<p><u>5 第 1 項の規定は、工事の目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不適當であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>
<p>(発注者の任意解除権)  <u>第 41 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 43 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(発注者の催告による解除権)  <u>第 42 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時にお</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事の着手期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。

(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

(4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあつては、監理技術者）を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその

(新設)

債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に

実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 43 条の 2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (新設)

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

<p>(2) <u>受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。</u></p> <p>(4) <u>受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p>(5) <u>受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。</u></p> <p><u>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u>(受注者の催告による解除権)</u></p> <p><u>第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(履行遅滞の場合における損害金等)</u></p> <p><u>第46条 (略)</u></p> <p><u>(発注者の解除権)</u></p> <p><u>第47条 (略)</u></p> <p><u>第47条の2 (略)</u></p> <p><u>第48条 (略)</u></p> <p><u>(受注者の解除権)</u></p> <p><u>第49条 (略)</u></p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第50条 (略)</u></p> <p><u>(不正行為に伴う損害の賠償)</u></p> <p><u>第50条の2 (略)</u></p> <p><u>(債務不履行等に伴う違約金)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p><u>第41条 (略)</u></p> <p><u>(発注者の解除権)</u></p> <p><u>第42条 (略)</u></p> <p><u>第42条の2 (略)</u></p> <p><u>第43条 (略)</u></p> <p><u>(受注者の解除権)</u></p> <p><u>第44条 (略)</u></p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第45条 (略)</u></p> <p><u>(不正行為に伴う損害の賠償)</u></p> <p><u>第45条の2 (略)</u></p> <p><u>(債務不履行等に伴う違約金)</u></p>
---	---

<p><u>第 50 条の 3</u> (略)</p> <p>(火災保険等)</p> <p><u>第 51 条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第 52 条</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第 53 条</u> (略)</p> <p>(契約の費用)</p> <p><u>第 54 条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第 55 条</u> (略)</p>	<p><u>第 45 条の 3</u> (略)</p> <p>(火災保険等)</p> <p><u>第 46 条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第 47 条</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第 48 条</u> (略)</p> <p>(契約の費用)</p> <p><u>第 49 条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第 50 条</u> (略)</p>
--	--